

第4期 第1回 高圧ガス規格委員会
議事録

1. 日 時：平成27年6月26日(金) 14:00～17:00

2. 場 所：機械振興会館 B3-2

3. 出席者：(敬称略・順不同)

委員長：木村

委 員：大谷、堀口、小藤、鶴岡、小澤、加藤、齋藤、志賀、梶野、中江(代理)、
萩原、三宅(博)、天野、渡辺、松本

KHK：國友、長沼、小山田、高橋、野口、矢吹、林、篠田

オブザーバー：相田(JPEC)

4. 配付資料

資料1 高圧ガス規格委員会名簿

資料2 第3期 第5回 高圧ガス規格委員会 議事録(案)

資料3 高圧ガス規格委員会 技術基準整備3ヶ年計画(平成27年～29年度)

資料4-1 保安検査基準、定期自主検査指針(KHKS 0850, KHKS 1850シリーズ)
の見直しについて(案)

資料4-2 KHKS 0850-1 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及び
コールドエバポレータ関係を除く)) 改正案 比較表

資料5 危害予防規程の指針(KHKS 1800シリーズ)等の見直しについて(案)

資料6 『KHKS 0801 高圧ガスの配管に関する基準』の見直しについて(案)

資料7 『KHKS 0705 LPガス自動車用クイックカップリング基準』及び『KHKS 0706
LPガス自動車用過充電防止装置基準』の廃止について(案)

資料8 LPガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0840)の改正について

資料9 LPガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0840)の改正案(新旧対照表)

資料10 LPガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0840)の改正案

資料11 KHKS 0850-5 保安検査基準(天然ガススタンド関係)及びKHKS 1850-5
定期自主検査指針(天然ガススタンド関係)の改正について

資料12 ASME Delegate 活動報告

参考資料 高圧法液石則基本通達抜粋及び改正の概要

5. 挨拶、委員紹介

開会にあたり、國友理事より挨拶があったのち、事務局より定足数の報告があり、委員数18名に対し、出席15名、代理出席1名で過半数の出席があり、高圧ガス規格委員会規定第14条の定足数を満足しており、正式に開催する旨の説明があった。また、委員交代及び代理主者について紹介が行われた。交代及び代理出席者で、紹介のあった委員は次の通り。

委員交代

所属	辞任	新任
JX 日鉱日石エネルギー	浦野委員	小藤委員
千代田化工建設株式会社	岩本委員	鶴岡委員
ガス保安検査株式会社	土屋委員	梶野委員

代理出席

三井化学株式会社 岡野委員の代理で中江様

6. 委員長の互選、副委員長の指名

第4期最初の委員会にあたり、委員長の互選及び委員長による副委員長の指名が行われた。委員長は、高圧ガス規格委員会規定第2条第4号により、委員の互選により定めることとなっているが、事務局より異論なければ、委員長を推薦し了承頂きたい旨の申し出があり、了承された。事務局からは、第3期に引き続き、工学院大学 木村委員が委員長として推薦され、了承された。副委員長については、木村委員長より、横浜国立大学 大谷委員が指名された。

7. 議事概要

7.1 議案(1) 前回議事録(案)の確認・承認

資料2の前回議事録(案)について事務局より説明があった後、挙手による採決が行われ、出席委員全員(16名)の賛成により、正式な議事録として可決された。

7.2 議案(2) 技術基準整備3ヶ年計画(平成27年度～平成29年度)について(案)

技術基準整備3ヶ年計画については、技術基準作成基本方針に基づき、3ヶ年計画として取りまとめ、当該3ヶ年計画の進捗状況を毎年確認することとなっているが、各技術基準の確認は5年を経過するまでと、同方針に規定されていることから、5ヶ年の見直しも踏まえた、3ヶ年計画である旨の説明が事務局より行われた。その後、各技術基準の見直し経緯について説明があり、資料3について挙手による採決が行われ、出席委員全員(16名)の賛成により、正式な技術基準整備3ヶ年計画として可決された。

7.3 議案(3) 保安検査基準、定期自主検査指針の見直しについて(案)

技術基準の見直しは、『技術基準の制定等に関する規定(6-10)第2条第2項』に記載されている通り5年を経過する日までに行うこととなっており、保安検査基準及び、定期自主検査指針については2016年6月が次回見直しの期限となるため、現時点で見直しを検討する事項について説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 7.3-1】

事務局が提案している、認定保安検査実施者が実施している保安検査方法に関して、一般基準化の是非について検討を行うとなっているが、それは6月に発表があったスーパー認定事業所やベース認定事業に関わる見直し内容か。

【回答】

スーパー認定やベース認定とは関係のない見直し内容である。2011年の保安検査基準改正後に48の認定保安検査実施者が保安検査を受けており、それらの事業所において、KHKSと異なる保安検査方法で、大臣が認めたものが22項目ある。その22項目の内訳は認定保安検査実施者が個別に大臣に認めて頂いた事項のため、本日は公開出来ないが、数十事業所から同様な検査方法が申請され認められているものもあれば、1事業所から申請されて認められているものもある。その様な検査方法について、一般基準化していくか、自由に意見を伺いたい。

【質問 7.3-2】

事務局の基準の見直しについては、JISや例示基準との整合が主の様だが、例えば、LPG低温貯槽の緊急遮断弁の漏えい検査周期について、LNG低温貯槽のそれと検査周期が異なっているため、LNG低温貯槽の検査周期に合わせて欲しい等の要望がある。事務局から提案頂いた今後のスケジュールでは、この様な要望について検討頂く時間をとることが難しいように思えるが、検討して頂けるのか。

【回答】

スケジュールについては、現時点でのご提案であり、スケジュールに間に合わないから要望を受け付けないということはない。要望については、内容次第で基準に取り入れることもあり得るし、じっくり検討する必要もあると考える。

また、『認定保安検査実施者が実施している保安検査方法の基準化』次の意見があった。

【委員からの意見】

2005年のKHKS制定後、2011年までの見直しで、当初KHKSが抱えていた不備については、概ね改善されていると考えるが、その後数年が経過し、技術も進歩している為、その様な観点での見直しは必要と考える。また、認定事業所が大臣から認められたKHKSと異なる保安検査方法の一般基準化については、各事業所が努力して得たノウハウや、信頼性の面で一般基準化する為には検討が必要な事項もあると考える。そのため、説明頂いた22の保安検査方法については、事業所に確認、検討し、公開出来るものとそうでないものと仕分けしていく必要があると考える。

以上の様な意見交換の後、事務局から、保安検査基準の見直しについて、委員、認定保安検査実施者である48事業所、及び石油化学工業会等の業界に意見を伺い、次回委員会にて報告する旨説明があった。

その後、資料4-1、資料4-2に関して保安検査基準の見直しの方向性はこれでよいか、挙手による採決が行われ、出席委員全員（16名）の賛成により可決された。

7.4 議案(4) 危害予防規程の指針等の見直しについて（案）

事務局より、資料5について説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 7.4-1】

高圧法の危害予防規程に関する見直しについて動向を教えて欲しい。

【回答】

前回の高圧ガス省委員会では、危害予防規程見直しについては触れられていないため、現時点では、いつ改正されるか明確ではない。改正内容については、平成 24 年に委託事業で報告している内容をベースに改正されると考えている。

【質問 7.4-2】

業界としては、今回の危害予防規程の指針の見直しに伴って、危害予防規程の変更届出をし、さらに危害予防規程に関する省令改正等が実施されれば、再度、危害予防規程の変更届出をしなければならないような、2 度手間になるようなことがないか懸念している。

【回答】

今回の見直しは、地震特別措置法の名称の変更のみであり、事業者にとって、2 度手間になるようなことにはならないと考えている。

以上の様な質疑応答があったのち、資料 5 について、挙手による採決が行われ、出席委員全員（16 名）の賛成により可決された。

7.5 議案(5) その他基準について

1) KHKS 0801 高圧ガスの配管に関する基準の改正について（案）

事務局より、資料 6 について説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 7.5-1-1】

高圧ガスの配管に使用してはならない材料 JIS 規格について、年号を削除すると改正案であるが、一般的に発行年度によって規格が異なるので、誤解を避けるためにも限定している方が良いのではないか？

【回答】

技術基準の意図としては、例えば 1997 年度版に記載された材料だけを使用してはいけないというわけではなく、当該 JIS に記載された材料は、その年度版に限らず使用してはならないという趣旨なので、今回の改正内容となっている。

【質問 7.5-1-2】

改正案について、参考 1、参考 2、参考 3 を削除するということだが、それらの参考がなくなることで、本基準の解釈ができなくなるようなことはないか。

【回答】

参考に記載されていた者は、参考となる ASME 規格の抜粋等であり、本基準の解釈ができなくなるようなことはないと考えますが、具体的な修正案を書面投票にかけるので、確認して頂きたい

以上の様な質疑応答があったのち、資料 6 について、挙手による採決が行われ、出席委員全員（16 名）の賛成により可決された。

2) KHKS 0706 LP ガス自動車用過充電防止装置基準等の廃止について (案)

事務局より、資料 7 について説明があった後、委員より以下の補足説明があった。

【委員からの説明】

カップリングの基準については、ISO 化の動きがあり、その中でカップリングは自動車の部品の一部として取り扱われて入るため、JASO 規格として制定されている方が、今後の活動が円滑に進むと考える。また、JASO 規格制定にともない、今後の混乱を避けるため KHK 規格については事務局のご提案の様に、廃止頂く方向で進めて頂いた方がよい。

以上の様な意見交換があったのち、資料 7 について、挙手による採決が行われ、出席委員全員（16 名）の賛成により可決された。

3) KHKS 0840 LP ガスバルク貯槽移送基準の改正について

事務局より、資料 8、9、10 について説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 7.5-3-1】

本基準が適用される場合、バルク貯槽を 1 基運ぶ場合であって、3 トン以上の LP ガスを運ぶ場合は、液石則の基準が適用されないということか。

【回答】

特定則上、バルク貯槽は 3 トン未満と定義されているので、1 基で 3 トンを超えるバルク貯槽は存在しないが、それを複数基積載すると 3 トン以上となる場合もある。3 トン以上となれば、液石則の移動の基準で規定されている、移動監視者が移動について監視しなければならない等の基準も遵守しなければならない。

【質問 7.5-3-2】

P.21 のガスの放出に関する基準で、5m から 8m に変更されているが、これについては、誤記訂正の範囲をこえて、基準の変更とかがえられるので、業界団体等へ説明が必要ではないか。

【回答】

本基準が制定された当時は、バルク貯槽を高圧法の容器として扱うのか結論が出ない中で基準を制定した経緯があり、液石法の基準で、1 トン以上のバルク貯槽については、火気を取り扱う設備に対し、5m の距離をとることとなっていることから、この基準を準用して 5m としていた。

通達の改正により、バルク貯槽を高圧法の容器として扱うことが明確になったため、液石則の廃棄の基準を準用し、8m と改正した。移送に伴うバルク貯槽の移送に伴う液化石油ガスの廃棄については、高圧法に基づいて行わなければならないため、事業者も認識していると考ええる。

【質問 7.5-3-2】

貯蔵能力 3 トンと質量 3 トンの違いについて、貯蔵能力は、容器の内容積と理解出来るが、質量については、実際に計測するのか。

【回答】

法規上の解釈としては、内容積 3 トンの容器にある程度液化石油ガスが入っていれば、客観的にいくら入っているか明確ではないため、3 トン入っているとして運用されていると考える。

【委員からの補足説明】

バルク貯槽については、液面計が設置されているため、おおよその貯蔵量が把握でき、複数基のバルク貯槽を移動する場合でも、合計して客観的に 3 トン未満であると確認できれば、3 トン未満として運用している場合もある。

以上の様な質疑応答があったのち、資料 8、9、10 について、意見募集を行うことについて挙手による採決が行われ、出席委員全員（16 名）の賛成により可決された。

8. 報告

1)保安検査基準及び定期自主検査指針（天然ガススタンド関係）の改正について

2) ASME Delegate 活動報告

について、事務局より報告があった。

9. その他

次回委員会については 9 月～10 月上旬を予定しており、事前に日程調整を行うので、ご協力頂きたい旨事務局より連絡があった。

以上